

高 第 1016 号の 9
令和 3 年 8 月 12 日

高齢者福祉施設長
各 様
介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

感染再拡大防止のための取組の継続等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染拡大防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、8月2日から「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、若年層や家族間などでの感染が急拡大しており、高齢者福祉施設や介護サービス事業所においても、職員の感染が散見される状況になっています。引き続き、感染再拡大防止のための取組を継続していくことが肝要です。

つきましては、これからお盆を迎える時期となりますが、改めて、別添知事メッセージ「第5波急拡大！感染対策徹底要請！」にご留意いただきますとともに、引き続き次項の「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」**(特に太字下線部分)**やこれまでの通知等を御参照いただき、基本的な感染防止対策（マスク、消毒、換気等の徹底、密な状態の回避 等）、職員とその家族間での感染防止や利用者の体調管理の徹底、検査の積極的な活用など、関係者等との連携を図っていただきながら感染防止対策を厳重に徹底した上での事業の実施をお願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班
電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2945、2974
e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針 (抄)

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、**感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を嚴重に徹底した上での事業実施**を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、**施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底**を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、**直接面会については、緊急の場合を除き中止**することを要請する。実施する場合も、回数・人数の制限や感染防止対策を嚴重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊・外出の自粛**を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

③施設等への支援

- 退院後の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得る。このため、やむを得ず施設内療養を行った施設等に対し、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を健康管理支援事業（施設内療養者1人あたり25万円）として支援する。また、感染拡大対策に必要なかかり増し経費をサービス継続支援事業（高齢者施設における施設内療養者1人あたり15万円等）として支援する。
- 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。

1日あたり協力金 訪問看護 52,000円 訪問介護 38,000円 等

- 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修等の支援を行う。特に、従来型施設（多床室）を中心に個別訪問による研修・助言を強化する。また、施設等への専門家派遣時の指導内容について、わかりやすく情報発信を行う。